

習志野市立藤崎保育所移管先法人選考委員会設置要綱

（設置）

第1条 「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画 第3期計画」における市立保育所の私立化の実施に当たり、「習志野市立保育所私立化ガイドライン」に基づき、習志野市立藤崎保育所の移管先法人（以下「移管先法人」という。）を公平かつ適正に選考するため、習志野市立藤崎保育所移管先法人選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（職務）

第2条 委員会の所掌事務は、次の各号に掲げる事項とする。

- （1） 移管先法人の公募に係る募集要項及び選考基準に関すること。
- （2） 移管先法人の選考に関すること。
- （3） 前2号に定めるもののほか、移管先法人の選考に関し必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 習志野市立保育所私立化ガイドライン改定懇話会の委員であった者
- （2） 習志野市民生委員児童委員協議会から推薦された者
- （3） 習志野市副市長
- （4） 習志野市政策経営部長
- （5） 習志野市総務部長
- （6） 習志野市こども部長
- （7） 習志野市こども部こども保育課長
- （8） 習志野市立藤崎保育所長
- （9） 習志野市立保育所長

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から移管先法人が決定される日までとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は習志野市副市長の職にあ

る者を、副委員長は習志野市こども部長の職にある者をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 会議において、委員長及び副委員長に事故があるときは、出席委員の互選により選出された委員が議長となる。

(資料提出の要求等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、こども政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年3月7日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、移管先法人が決定された日限り、その効力を失う。